# I. 事業所の概要

### 1. 回答事業所の状況 (統計表 I)

### ① 回答事業所の産業及び規模

有効回答 708 事業所の産業別割合をみると、「医療、福祉」(25.8%) が最も多く、次いで「卸売業、小売業」(22.9%)、「建設業」(11.7%) となっている。

規模別では、雇用者数「5~29人」の事業所が77.8%を占めている。(図1、図2、表1)

### 図1 回答事業所の産業別割合

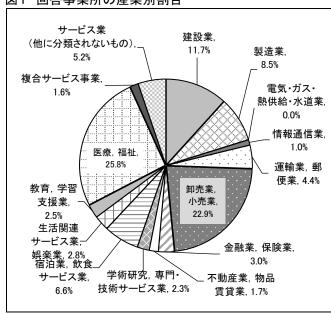
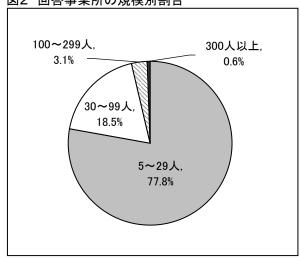


表1 回答事業所の産業別割合

産業別	割合
建設業	11.7%
製造業	8.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0%
情報通信業	1.0%
運輸業、郵便業	4.4%
卸売業、小売業	22.9%
金融業、保険業	3.0%
不動産業、物品賃貸業	1.7%
学術研究、専門・技術サービス業	2.3%
宿泊業、飲食サービス業	6.6%
生活関連サービス業、娯楽業	2.8%
教育、学習支援業	2.5%
医療、福祉	25.8%
複合サービス事業	1.6%
サービス業(他に分類されないもの)	5.2%

図2 回答事業所の規模別割合



### ② 雇用者数

雇用者数は 18,324 人で、うち男性は 8,756 人 (47.8%)、女性は 9,568 人 (52.2%) となっている。

雇用形態別でみると、男性の「正規の職員・従業員」の割合は70.2%であるのに対 し、女性の割合は49.0%で、女性は男性よりもパートなど非正規雇用の割合が多くな っている。(図3)

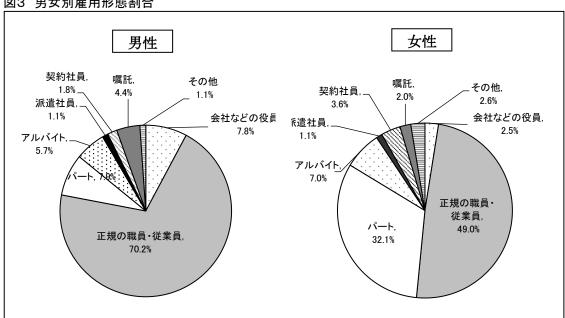
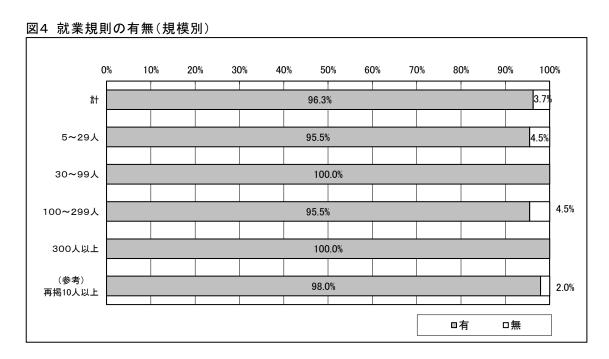


図3 男女別雇用形態割合

### ③ 就業規則

就業規則の有無について、「有」と回答した事業所は96.3%となっている。(図4)



# Ⅱ、雇用と取組

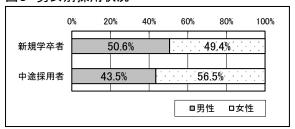
### 1. 採用状況 (統計表 Ⅱ - 2)

### ① 男女別採用状況

回答事業所における令和6年4月の採用者数は742人となっている。

そのうち「新規学卒者」は261人で、男女別割合は、男性132人(50.6%)、女性129人(49.4%)となっており、「中途採用者」は481人で、うち男性は209人(43.5%)、女性は272人(56.5%)となっている。(図5)

#### 図5 男女別採用状況

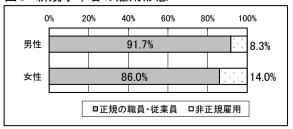


# ② 雇用形態

### ア. 新規学卒者

新規学卒者の雇用形態は男女共に「正規の職員・従業員」の割合が多く、男性は 121 人 (91.7%)、女性は 111 人 (86.0%) となっている。(図 6)

#### 図6 新規学卒者の雇用形態

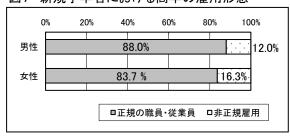


### イ. 新規学卒者のうち高卒の割合

新規学卒者のうち高卒の割合は 47.5%で、 男性の高卒の割合は 75 人 (56.8%)、女性は 49 人 (38.0%) となっている。

これを雇用形態別にみると、「正規の職員・ 従業員」は、男性は66人(88.0%)で女性は 41人(83.7%)となっている。(図7)

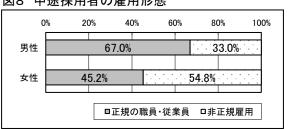
### 図7 新規学卒者における高卒の雇用形態



## ウ. 中途採用者

中途採用者 481 人の雇用形態は、男性においては「正規の職員・従業員」が 140 人(67.0%) と多くなっているが、女性においては「非正規雇用」が 149 人(54.8%) と多くなっている。(図 8)

#### 図8 中途採用者の雇用形態

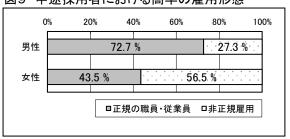


#### エ. 中途採用者のうち高卒の割合

中途採用者のうち高卒の割合は30.4%で、 男性の高卒の割合は77人(36.8%)、女性は 69人(25.4%)となっている。

これを雇用形態別にみると、「正規の職員・ 従業員」は、男性 56 人 (72.7%) で女性は 30 人 (43.5%) となっている。(図 9)

# 図9 中途採用者における高卒の雇用形態

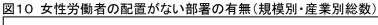


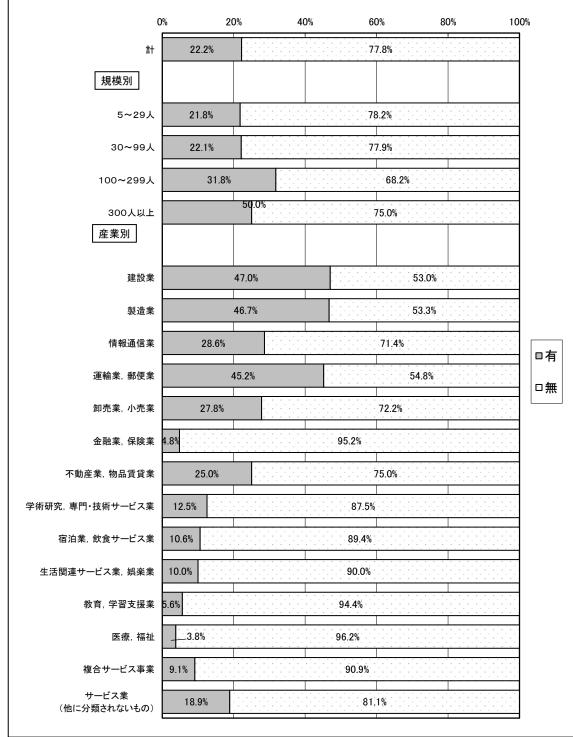
### 2. 配置状況 (統計表Ⅱ-3)

## ① 女性労働者の配置がない部署の割合

女性労働者の配置がない部署が「有」と回答した事業所の割合は22.2%となっている。 事業所の規模が大きくなるとともに、その割合が高くなる傾向にある。

業種別にみると、「建設業」(47.0%) が最も多く、次いで「製造業」(46.7%)、「運輸業、郵便業」(45.2%)、となっている。(図 10)





### ② 女性労働者の配置がない部署がある理由(複数回答)

女性労働者の配置がない部署がある理由は、「技能や資格を持つ女性がいないため」 (48.4%) が最も多く、次いで「女性の適任者がいないため」(31.2%)、「労働基準法 上の就業制限業務ではないが体力・筋力を必要とする業務であるため」(25.5%)、「重 量物を取り扱う業務や有害物を発散する場所での業務があるため」(22.3%)となって いる。(図11)

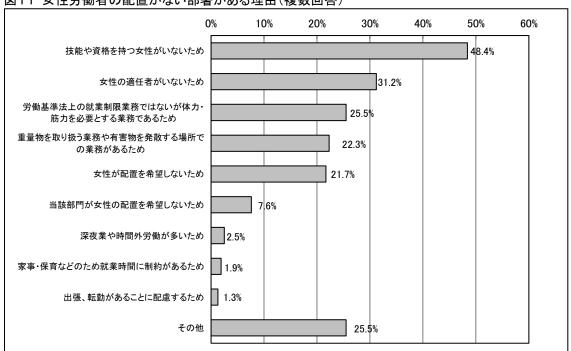


図11 女性労働者の配置がない部署がある理由(複数回答)

### 3. 管理職の配置状況 (統計表Ⅱ-4)

#### ① 管理職に占める女性の割合

管理職 3,361 人のうち女性は 1,073 人(31.9%) となっている。 役職別の女性管理職の割合は、「役員」(26.0%)、「部長相当職」(24.7%)、「課長相当 職」(31.6%)、「係長相当職」(42.6%)となっている。(図 12)

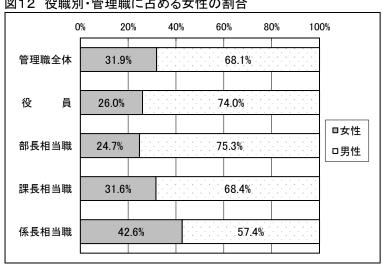


図12 役職別・管理職に占める女性の割合

※ここでの「管理職」とは、

- ・企業の組織系列の各部署にお いて、配下の係員等を指揮監督す る役職のほか、専任職、スタッフ 管理職等と呼ばれている役職を 含みます。
- ・部長・課長等の役職名を採用し ていない場合などは、事業所の実 態によりどの管理職区分に該当 するか適宜判断としています。
- ・係長相当職には主任クラスを 含みます。

規模別でみると、「300人以上」(54.1%) が最も多くなっている。(図 13) 産業別でみると、「医療、福祉」(56.7%) が最も多くなっており、次いで「教育、学 習支援業」(45.1%)「宿泊業、飲食サービス業」(37.2%) となっている。(図 14)

# 図13 女性管理職の割合(規模別)

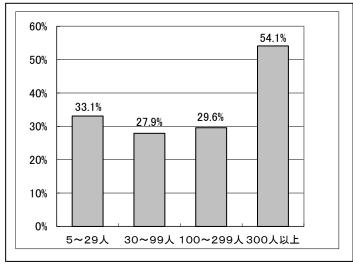
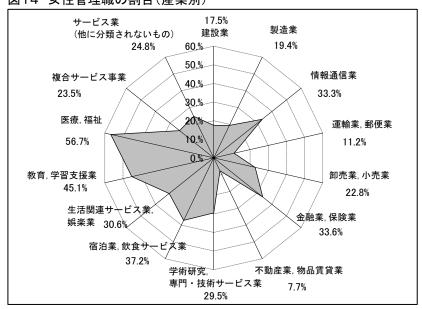


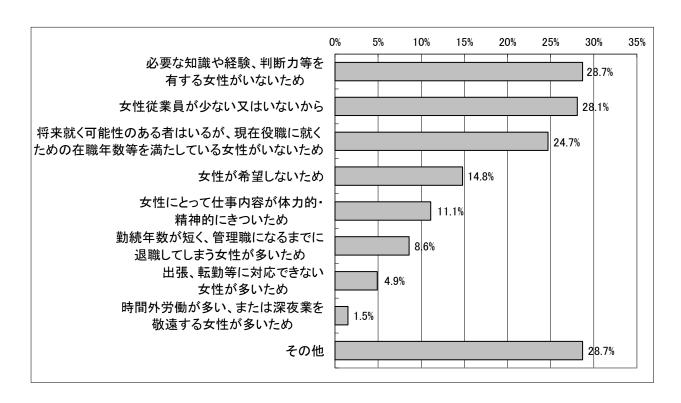
図14 女性管理職の割合(産業別)



### ② 女性管理職が1割未満、あるいは全くいない理由(複数回答)

回答事業所 708事業所のうち、女性管理職が1割未満、あるいは全くいない管理区分があると回答した事業所は 324 事業所 (45.8%) あり、その理由としては「必要な知識や経験、判断力等を有する女性がいないため」(28.7%)、が最も多く、次いで「女性従業員が少ない又はいないから」(28.1%)、「将来就く可能性のある者はいるが、現在役職に就くための在職年数等を満たしている女性がいないため」(24.7%)となっている。(図15)

図15 女性管理職が1割未満、あるいは全くいない理由(複数回答)



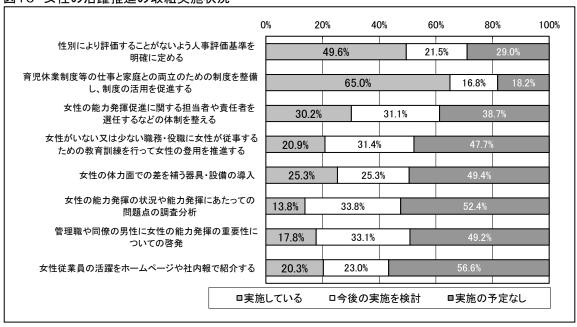
#### 4. 女性の活躍の推進状況 (統計表Ⅱ-5)

#### ① 取組実施状況

女性の活躍推進のための取組について「実施している」と回答のあった項目では、「育児休業制度等の仕事と家庭との両立のための制度を整備し、制度の活用を促進する」(65.0%)が最も多く、次いで、「性別により評価することがないよう人事評価基準を明確に定める」(49.6%)、「女性の能力発揮促進に関する担当者や責任者を選任するなどの体制を整備する」(30.2%)となっている。

「今後の実施を検討する」と回答があった項目では、「女性の能力発揮の状況や能力発揮にあたっての問題点の調査分析」(33.8%)、「管理職や同僚の男性に女性の能力発揮の重要性について啓発を行う」(33.1%)、「女性がいない又は少ない職務・役職に女性が従事するための教育訓練を行って女性の登用を推進する」(31.4%)、「女性の能力発揮促進に関する担当者や責任者を選任するなどの体制を整える」(31.1%)の割合が高くなっている。(図 16)

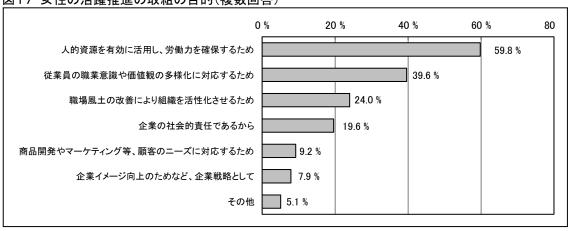
#### 図16 女性の活躍推進の取組実施状況



# ② 取組の目的(複数回答)

女性の活躍推進の取組の目的は、「人的資源を有効に活用し、労働力を確保するため」 (59.8%) が最も多く、次いで「従業員の職場意識や価値観の多様化に対応するため」 (39.6%) となっている。(図 17)

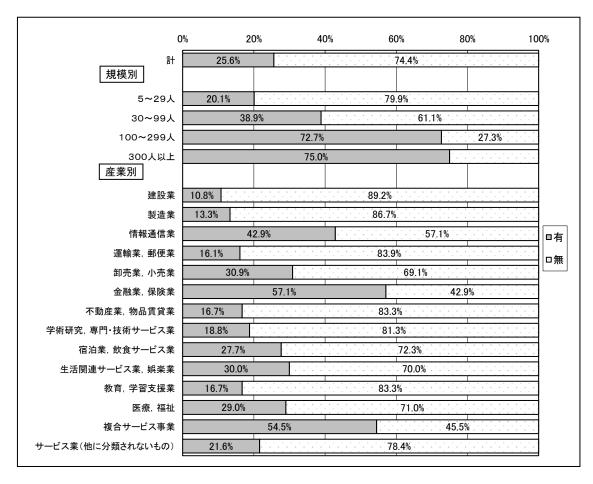
#### 図17 女性の活躍推進の取組の目的(複数回答)



#### ③ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定の割合

一般事業主行動計画を策定していると回答した事業所の割合は25.6%となっている。 業種別にみると、「金融業、保険業」(57.1%)が最も多く、次いで「複合サービス事業」 (54.5%)、「情報通信業」(42.9%)となっている。(図 18)

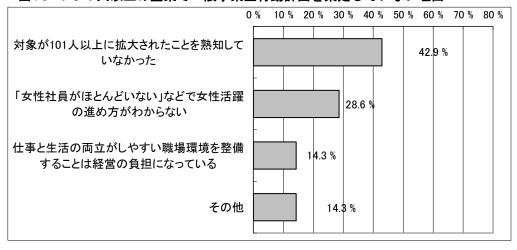
図18 一般事業主行動計画の策定の有無(規模別・産業別総数)



### ④ 101人以上の企業で一般事業主行動計画を策定していない理由

常時雇用101人以上の企業で一般事業主行動計画を策定していない理由としては、「対象が101人以上に拡大されたことを熟知していなかった」(42.9%)が最も多く、次いで「女性活躍の進め方がわからない」(28.6%)となっている。(図 19)

図19 101人以上の企業で一般事業主行動計画を策定していない理由

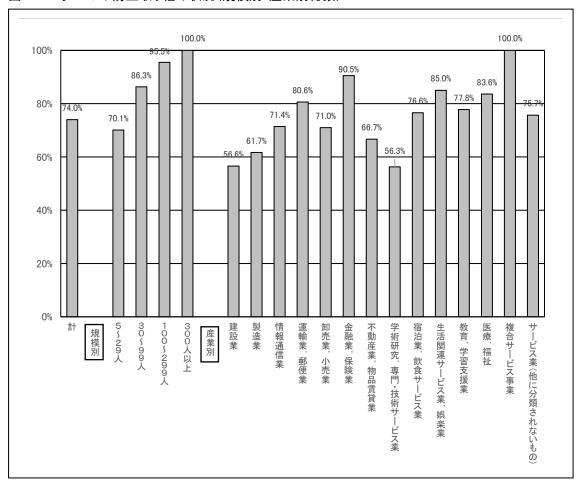


### 5. 職場におけるハラスメント防止対策(統計表Ⅱ-6)

#### ① 取組状況

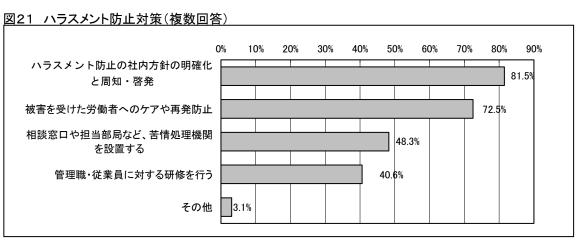
職場におけるハラスメントの防止対策に「取り組んでいる」と回答した事業所の割合は74.0%となっている。(図 20)

図20 ハラスメント防止取り組み状況(規模別・産業別総数)



### ② 取組内容(複数回答)

職場におけるハラスメントの防止対策に「取り組んでいる」と回答のあった事業所の取組内容は、「ハラスメント防止の社内方針の明確化と周知・啓発」(81.5%)が最も多く、次いで「相談窓口や担当部局など苦情処理機関を設置する」(72.5%)、「管理職・従業員に対する研修を行う」(48.3%)となっている。(図 21)



# Ⅲ. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

### 1. ワーク・ライフ・パランス (統計表Ⅲ-7)

### ① 認知状況

ワーク・ライフ・バランスの認知状況については、「言葉も内容も知っている」(61.3%)が最も多く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」(25.3%)、「言葉も内容も知らない」(13.4%)となっている。(図 22)

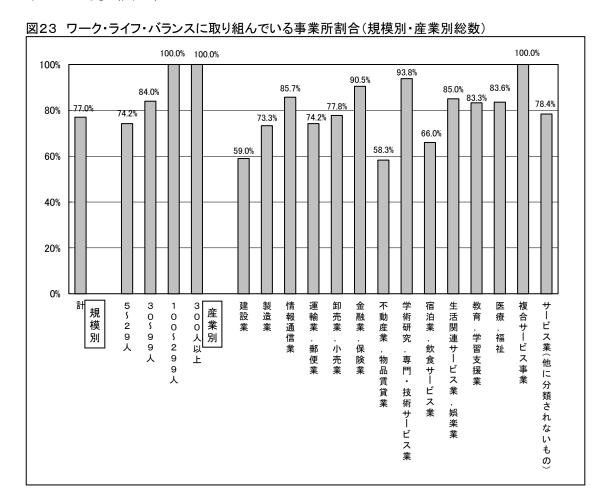
図22 ワーク・ライフ・バランスの認知状況
言葉も内容も 知らない。 13.4% 聞いたことはあるが、内容は知らない。 25.3% 言葉も内容も知っている。 61.3%

# ② 取組状況

ワーク・ライフ・バランスの取組状況をたずねたところ、「取り組んでいる」と回答 した事業所の割合は、全体で 77.0%となっている。

規模別でみると、規模が大きいほど高く「100~299人」と「300人以上」の回答があったすべての事業所で「取り組んでいる」となっている。

産業別にみると、「複合サービス事業」が 100%で最も多く、次いで「学術研究、専門・技術サービス」(93.8%)、「金融業、保険業」(90.5%)、「情報通信業」(85.7%) となっている。(図 23)



### ③ 取組内容(複数回答)

ワーク・ライフ・バランスに「取り組んでいる」と回答のあった事業所の取組内容 をみると、「育児休業制度」(85.5%)、「介護休業制度」(74.5%)、「子の看護休暇制度」 (66.4%)、「介護休暇制度」(64.2%) の順で高い割合となっている。(図 24)

図24 ワーク・ライフ・バランス取組内容(複数回答) 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 85.5% 育児休業制度 介護休業制度 74.5% 子の看護休暇制度 66.4% 介護休暇制度 64.2% 育児介護など事情に応じた短時間勤務制度 51.7% 休暇取得の促進 42.0% 39.3% 所定外労働の免除 業務体制・分担の見直しによる 38.7% 仕事の効率化 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ 37.1% 残業の削減 35.8% 従業員の健康づくり、病気の予防措置、 33.8% 治療等に対する支援 25.9% 復職への支援 22.6% 産業医によるカウンセリングの機会の設定 テレワーク(ICTを活用するなどの 13.6% 在宅勤務制度) フレックスタイム制度 12.5% 育児に関する経済的支援 9.0% 事業所内託児施設の設置 2.8% 介護に関する経済的支援 2.6% 1.7% その他

### ④ 取り組んでいない理由(複数回答)

ワーク・ライフ・バランスに「取り組んでいない」と回答のあった事業所の理由を みると、「従業員からの要望がないから」(44.8%)が最も多く、次いで、人手不足だか ら」(36.8%)、「そもそもワーク・ライフ・バランスがどういうものかわからないから」 (16.0%)となっている。(図 25)

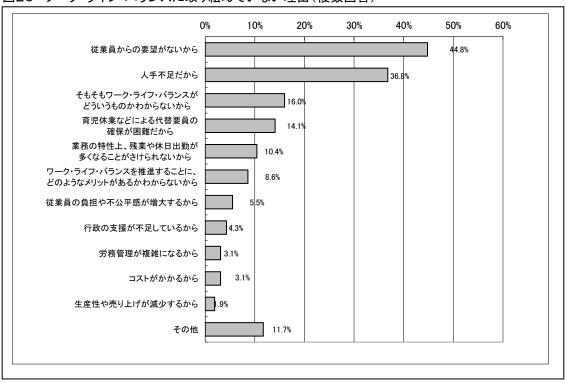
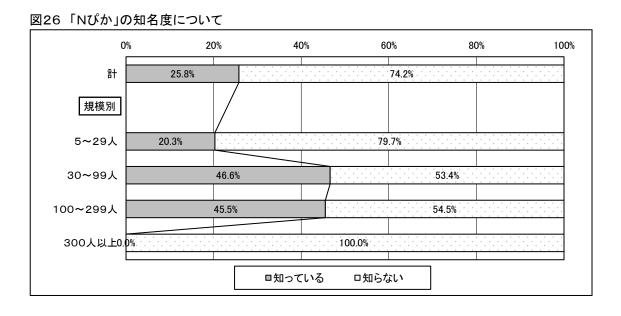


図25 ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいない理由(複数回答)

# ⑤ 「Nぴか」(長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度) の知名度

「Nぴか」(長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度)を「知っている」と回答した事業所が25.8%、「知らない」と回答した事業所が74.2%であった。(図26)



# Ⅳ. 労働時間

### 1. 年次有給休暇 (統計表Ⅳ-8)

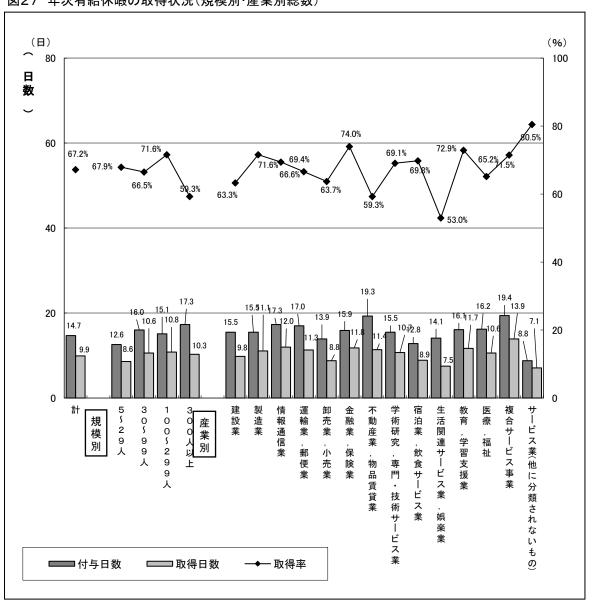
#### ① 取得状況

回答のあった事業所が1年間に付与した年次有給休暇の日数は、労働者1人平均14.7日で、そのうち取得日数は9.9日、取得率は67.2%となっている。

取得率を規模別でみると、「100~299 人以上」の事業所が 71.6%と最も高く、「300 人以上」の事業所が 59.3%と最も低くなっている。

産業別でみると、「サービス業 (他に分類されないもの)」(80.5%) が最も高く、次いで「金融業、保険業」(74.0%)、「教育、学習支援業」(72.9%) となっており、一方で「生活関連サービス業、娯楽業」(53.0%) が最も低くなっている。(図 27)

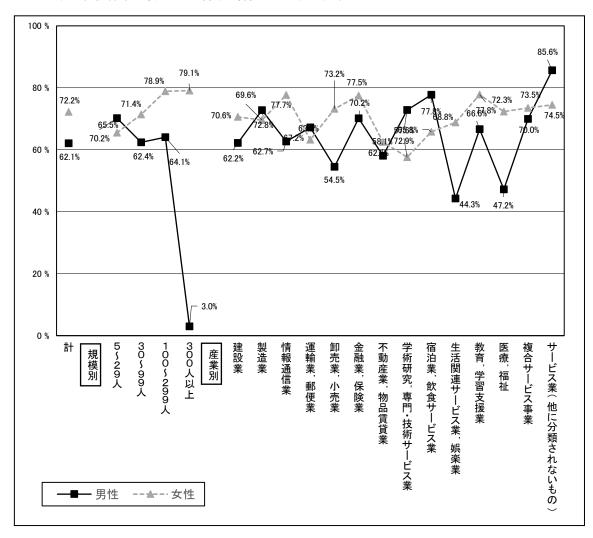
図27 年次有給休暇の取得状況(規模別・産業別総数)



年次有給休暇の取得率を男女別にみると、全体では女性の取得率 (72.2%) が男性 (62.1%) より高く、規模別では $5\sim2$ 9人規模以外は女性の取得率が男性の取得率よりも高くなっている。

産業別では、「医療・福祉」(男性 47.2%、女性 72.3%) で男女の取得率に最も大きな差

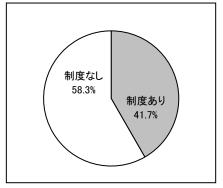
図28 年次有給休暇の男女別取得率(規模別・産業別総数)



### ② 計画的付与制度

年次有給休暇を計画的に付与する制度について 「制度あり」と回答した事業所は41.7%で、「制度 なし」は58.3%となっている。(図29)

図29 計画的付与制度の有無



### ③ 半日または時間単位での取得

年次有給休暇の半日または時間単位での取得について「取得できる」と回答した事業所は77.6%、「取得できない」と回答した事業所は22.4%となっている。(図 30)

「取得できる」と回答した事業所における半日または時間単位で取得可能な日数は「10日以上」が58.5%と最も多くなっている。(図31)

図30 半日または時間単位での取得制度の有無

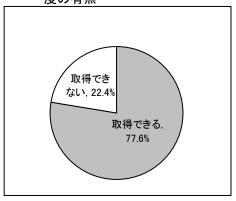
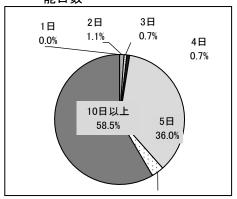


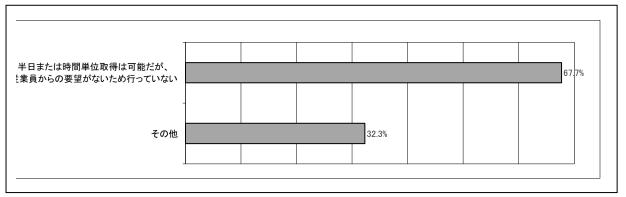
図31 半日または時間単位での取得可 能日数



# ④ 年次有給休暇を半日または時間単位で取得できる制度に取り組まない理由

年次有給休暇を半日または時間単位で取得できないと回答した事業所のうち、制度に取り組まない(取り組めない)理由として、「半日または時間単位取得は可能だが、従業員からの要望がないため行っていない」が67.7%と最も多かった。(図32)

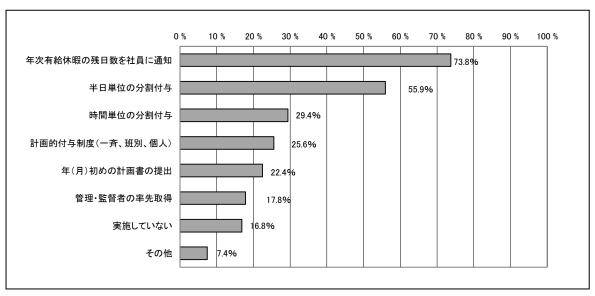
図32 年次有給休暇を半日または時間単位で取得できる制度に取り組まない(取り組めない)理由



#### ⑤ 年次有給休暇取得促進のための取組

回答事業所 708 事業所のうち、年次有給休暇の取得促進のための取組を実施していると回答した事業所は 607 事業所(85.7%)で、取組内容をみると、「年次有給休暇の残日数を社員に通知」(73.8%)が最も多く、次いで「半日単位の分割付与」(55.9%)となっている。(図 33)

図33 年次有給休暇取得促進のための取組(複数回答)



# ⑤ 年次有給休暇の時季指定取得

回答事業所 679 事業所のうち、年次有給休暇の取得促進のための時季指定を実施していると回答した事業所は 506 事業所 (74.5%) で、そのうち半日単位での取得が可能と回答したのは 87.5%となっている。(図 34-35)

図34 年次有給休暇の時季指定取得

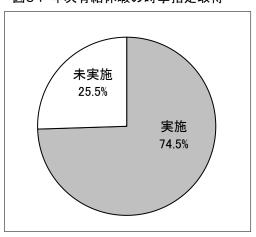
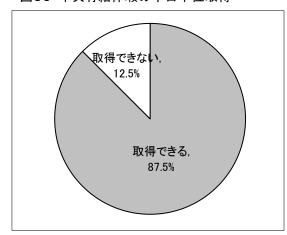


図35 年次有給休暇の半日単位取得



### 2. 週休制 (統計表Ⅳ-9)

# ① 週休制の形態

主な週休制\*\*)の事業所割合をみると、「何らかの週休2日制」が76.4%で、「完全週休2日制」(49.7%)と「完全週休2日制より多い」(10.6%)を合わせると60.3%となっている。(図36)

適用労働者割合でみると、「何らかの週休2日制」が80.4%で、「完全週休2日制」(54.1%)と「完全週休2日制より多い」(12.5%)を合わせると66.6%となっている。(図37)※)「主な週休制」とは、事業所において最も多くの労働者に適用される週休制をいう。

図36 主な週休制の事業所割合

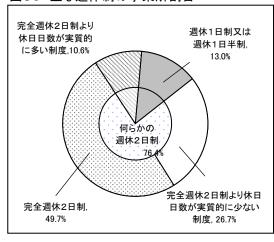
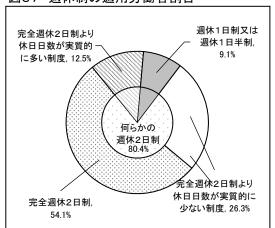


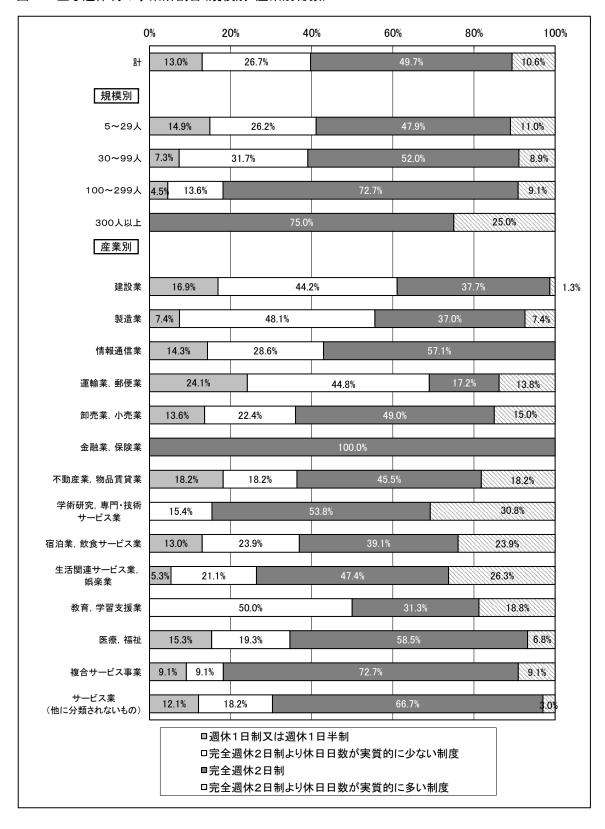
図37 週休制の適用労働者割合



「完全週休2日制」を採用しているまたは「完全週休2日制より多い」を採用している事業所について、規模別にみると、「300人以上」(100.0%)の事業所が最も多く、次いで、「 $100\sim299$ 人」(81.8%)となっている。

産業別では、「金融業、保険業」(100.0%)、次いで「学術研究、専門・技術サービス業」(84.6%) となっている。(図 38)

図38 主な週休制の事業所割合(規模別・産業別総数)

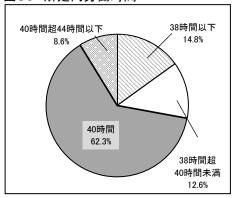


### 3. 労働時間 (統計表Ⅳ-10)

# ① 所定内労働時間について

回答のあった事業所において1週間の所定労働時間は、「40時間」が62.3%と最も多く、次いで、「38時間以下」が14.8%であった。(図39)

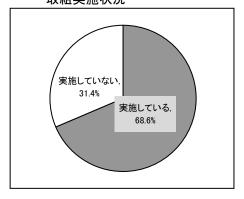
図39 所定内労働時間



## ② 所定内労働時間短縮のための取組実施状況

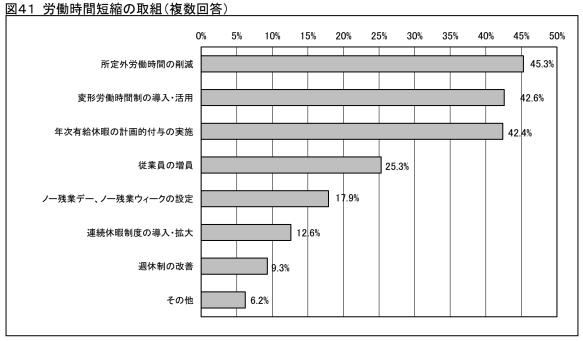
所定内労働時間短縮のための取組を「実施している」と回答した事業所は、486事業所で全体の68.6%となっている。(図 40)

図40 所定内労働時間短縮のための 取組実施状況



### ③ 労働時間短縮のための取組内容(複数回答)

労働時間短縮のための取組を「実施している」と回答した 486 事業所で、労働時間 短縮のために最も実施されている取組は「所定外労働時間の削減」(45.3%)で、次いで「変形労働時間制の導入・活用」(42.6%)、「年次有給休暇の計画的付与の実施」(42.4%)となっている。(図 41)



### ④ 所定外労働時間が長くなる要因(複数回答)

所定外労働時間が長くなる要因は、「突発的な業務がしばしば発生するから」(48.5%) が最も多く、次いで「人手不足だから」(47.0%)、「取引先の都合に時間を合わせる必要 があるため」(29.2%)となっている。(図 42)

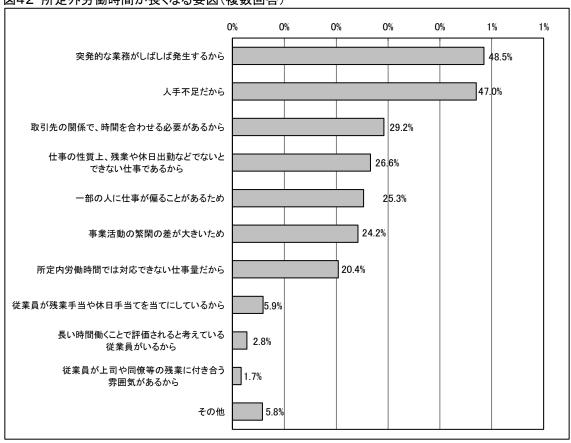


図42 所定外労働時間が長くなる要因(複数回答)

# V. 育児休業制度・子の看護休暇制度

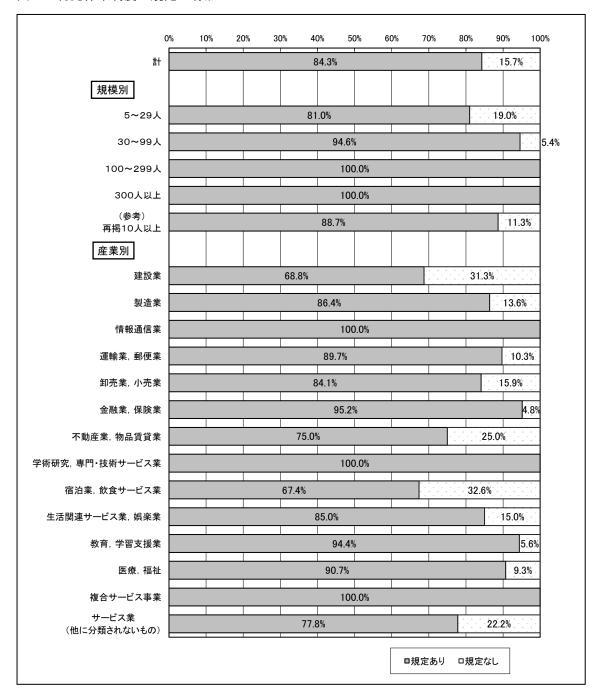
### 育児休業制度(統計表 V − 1 1)

# ① 規定の有無

育児休業制度について、事業所が定める就業規則に「規定あり」と回答した事業所の割合は84.3%であった。

規模別でみると、事業所の規模が大きくなるにつれて育児休業にかかる規定が整えられ、「100~299人」、「300人以上」のすべての事業所で「規定あり」となっている。産業別にみると、「情報通信業」「学術研究、専門・技術サービス業」「複合サービス事業」のすべての事業所では「規定あり」(100%)となっており、次いで「金融業、保険業」(95.2%)、「教育、学習支援業」(94.4%)となっている。(図 43)

図43 育児休業制度の規定の有無

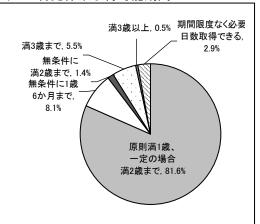


#### ② 取得可能期間

育児休業の「規定あり」と回答した事業所のうち、取得することができる期間は、「原則満1歳、一定の場合2歳まで」が81.6%と最も多くなっている。(図44)

※育児休業制度とは、育児・介護休業法に基づき、労働者が事業主に申し出ることにより、子が1歳に達するまで(両親とも取得の場合は子が1歳2か月に達するまでの間に1年間)、最長で子が2歳に達するまで育児休業をすることができる制度です。

図44 育児休業取得可能期間



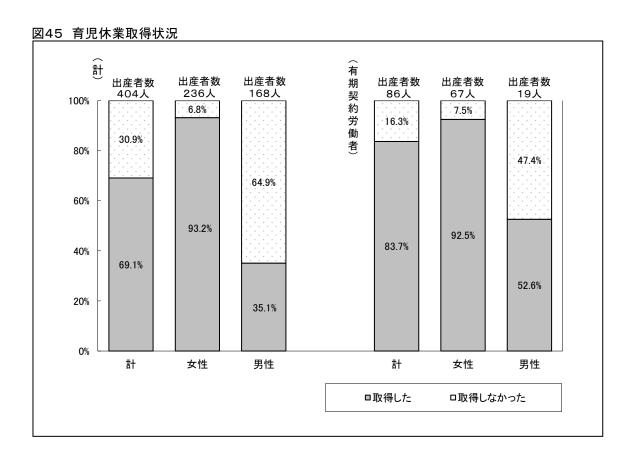
# 2. 育児休業の利用状況 (統計表 V-12)

## ① 取得率

回答事業所において、令和4年7月1日から令和5年6月30日までの間の出産者数(男性の場合は、配偶者が出産した者の数)は404人で、うち令和6年6月30日までに育児休業を開始した者(調査時点で育児休業開始予定の申出をしているものを含む)は279人(取得率69.1%)となっている。

このうち女性は出産者数 236 人、育児休業取得者数 220 人 (取得率 93.2%)、男性は 配偶者の出産者数 168 人、育児休業取得者数 59 人 (取得率 35.1%) となっている。

育児休業を開始した者のうち、有期契約労働者における育児休業取得率は、全体で83.7%となっており、そのうち女性は92.5%、男性は52.6%であった。(図 45)



- 25 -

### ② 取得期間

①で育児休業を取得した者の取得期間は、女性では「6か月~1年未満」(54.1%) が最も多く、次いで「1年~1年半未満」(27.5%)となっている。(図 46)

男性では取得者が延べ59人で、取得期間別人数は、「1週間~1か月未満」(38.5%)が 最も多く、次いで「1 か月~3 か月未満」(24.6%)、「1 週間未満」(23.1%)となってい る。(図47)

図46 育児休業の取得期間(女性)

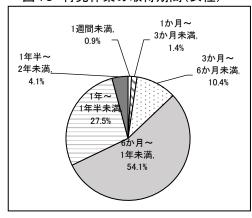
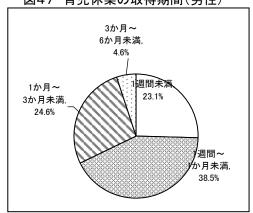


図47 育児休業の取得期間(男性)



## ③ 育児休業時及び復職時の対応

育児休業が生じた際の対応は、「代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対 応した」(66.5%)が最も多く、次いで「派遣労働者やアルバイトなどを代替要員とし て雇用した」(14.2%)となっている。(図 48)

復職時の対応は、「原則として休業前と同等の職場・職種に復帰させた」(96.1%) が最も多くなっている。(図 49)

図48 育児休業時の対応

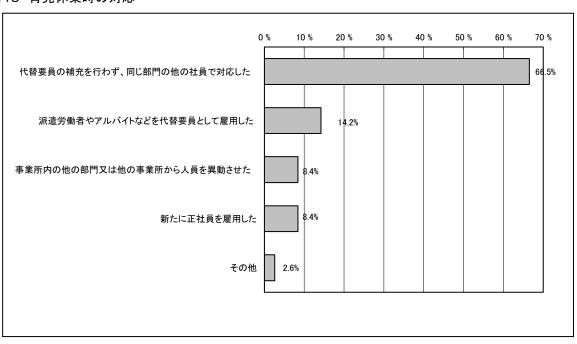
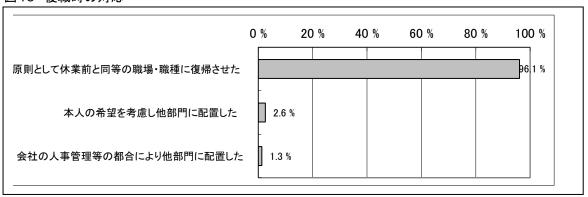


図49 復職時の対応



#### 3. 男性の育児休業取得について (統計表 V - 13)

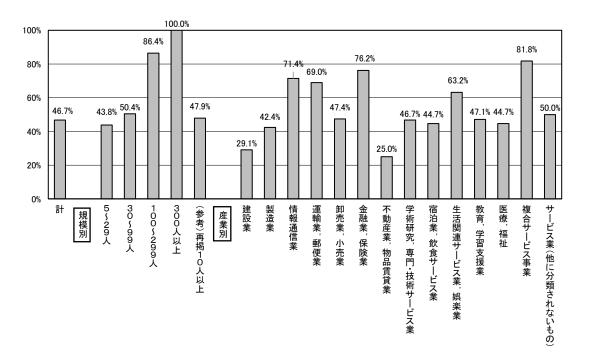
#### ① 取組状況

男性の育児休暇取得の取組状況を「取り組んでいる」と回答した事業所の割合は、 全体で46.7%となっている。

規模別では、「300人以上」の事業所がすべて「取り組んでいる」、次いで「100人~299人」(86.4%)となっている。

産業別でみると、「複合サービス業」(81.8%)が最も多く、次いで「金融業、保険業」 (76.2%)、「情報通信業」(71.4%)となっている。(図 50)

#### 図50 男性の育児休業事業所割合(規模別・産業別総数)



#### ② 男性の育児休業取得促進の取組内容

男性の育児休業取得の取組内容は、「面談書面による労働者による育児休業制度周知・休業取得の意向確認」(65.5%)が最も多く、次いで「出生時育児休業(産後パパ育休)の整備」(38.5%)、「育児休業に関する相談窓口の設置」、「自社の育児休業制度と育児休業取得促進に関する方針の周知」(共に34.8%)となっている。(図51)

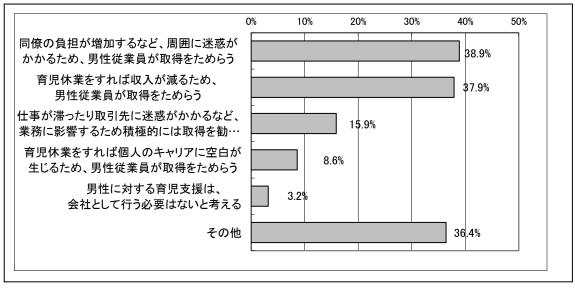
20% 30% 40% 50% 60% 70% 面談や書面等による労働者による 65 5% 育児休業制度周知・休業取得の意向確認 出生時育児休業(産後パパ育休)の整備 38 5% 育児休業に関する相談窓口の設置 34.8% 自社の育児休業制度と育児休業取得に関する方針の周知 34.8% 自社の労働者の育児休業取得事例の収集・提供 13.7% 育児休業に関する研修の実施 10.9% その他 3.4%

図51 男性の育児休業取得の取り組み状況(複数回答)

## ③ 男性の育児休業に対する考え方

男性の育児休業に対する事業所の状況や考え方については、「同僚の負担が増加するなど、周囲に迷惑がかかるため、男性従業員が取得をためらう」(38.9%)、次いで「育児休業をすれば収入が減るため、男性従業員が取得をためらう」(37.9%)の割合が高くなっている。(図 52)

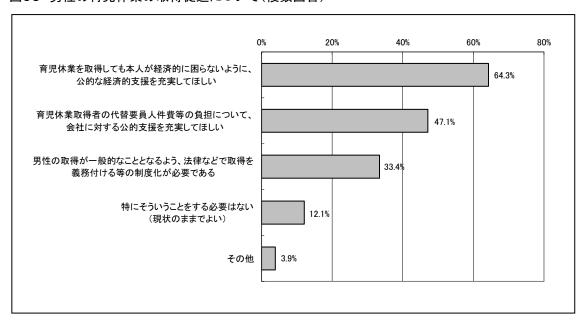
#### 図52 男性の育児休業に対する考え方(複数回答)



#### ④ 取得促進について

男性の育児休業の取得促進についての考え方として、「育児休業を取得しても本人が経済的に困らないように、公的な経済的支援を充実してほしい」(64.3%)が最も多く、次いで「育児休業取得者の代替要員人件費等の負担について、会社に対する公的支援を充実してほしい」(47.1%)となっている。(図 53)

### 図53 男性の育児休業の取得促進について(複数回答)



### 4. 子の看護休暇制度 (統計表 V-11)

### ① 規定の有無

子の看護休暇制度について、事業所が定める就業規則に「規定あり」と回答した事業所は全体の 68.5%となっている。

規模別にみると、「300人以上」の事業所では100%となっている一方、「5~29人」の 事業所では(63.6%)と最も低くなっている。

産業別にみると、「複合サービス業」(90.9%)が最も多く、次いで「金融業・保険業」 (90.5%)となっている。(図 54)

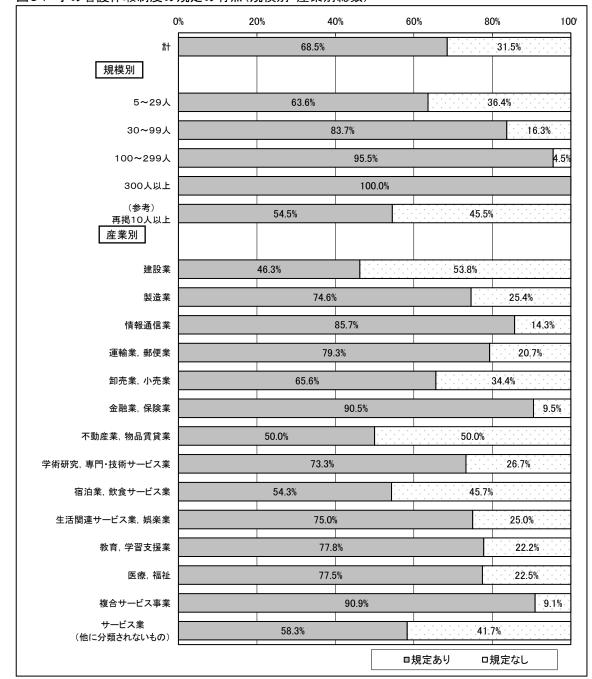


図54 子の看護休暇制度の規定の有無(規模別・産業別総数)

#### ② 取得日数の限度等

子の看護休暇制度について「規定あり」と回答した事業所における取得可能日数の限度は「5日まで(2人以上は10日まで)」(92.8%)、取得可能な子の年齢は「小学校就学前」(86.4%)と、法定の範囲内としている事業所が最も多くなっている。(図55、56)また、時間単位の取得が「できる」と回答した事業所は61.8%、半日単位の取得が「できる」と回答した事業所は78.3%となっている。(図57、58)

図55 取得日数限度

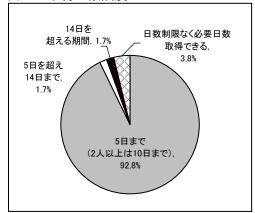


図56 利用可能な子の年齢

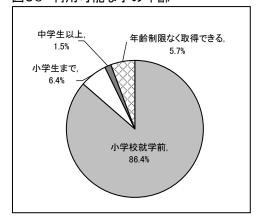


図57 時間単位の取得

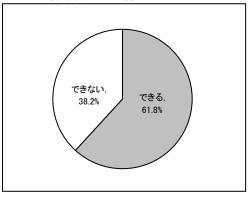
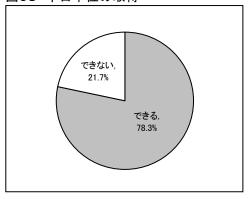


図58 半日単位の取得



# Ⅵ. 介護休業制度・介護休暇制度

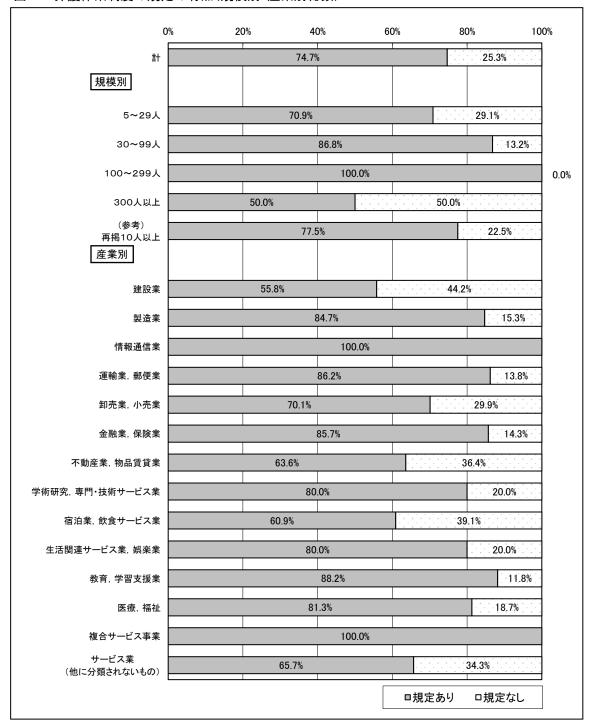
- 1. 介護休業制度 (統計表Ⅵ-14)
  - ① 規定の有無

介護休業制度について、事業所が定める就業規則に「規定あり」と回答した事業所は74.7%となっている。

規模別でみると、「100人 $\sim$ 299人」のすべての事業所で「規定あり」となっており、次いで「 $30\sim$ 99人」(86.8%) となっている。

産業別にみると、「情報通信業」「複合サービス事業」のすべての事業所で「規定あり」となっている一方で、「建設業」(55.8%)が最も低くなっている。(図 59)

図59 介護休業制度の規定の有無(規模別・産業別総数)

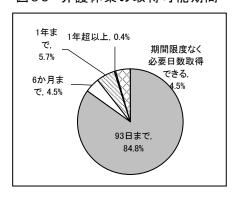


## ② 取得可能期間

介護休業制度がある事業所に取得可能期間を たずねたところ、法定期間である「93日まで」と 回答した事業所が84.8%と最も多くなっている。 (図60)

※介護休業制度とは、育児・介護休業法に基づき、労働者が事業主に申し出ることにより、対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として分割して介護休業を取得することができる制度です。

# 図60 介護休業の取得可能期間



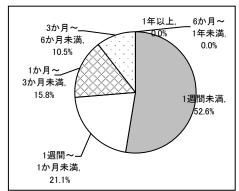
#### 2. 介護休業の利用状況 (統計表Ⅵ-15)

## ① 取得期間

回答事業所で介護休業取得期間は、女性では 19人のうち、「1週間未満」(52.6%)が最も多く、 次いで「1週間~1か月未満」(21.1%)となって いる。(図61)

男性では、介護休業を取得したのは7人で、「1週間未満」(71.4%) が最も多くなっている。

#### 図61 介護休業の取得期間(女性)

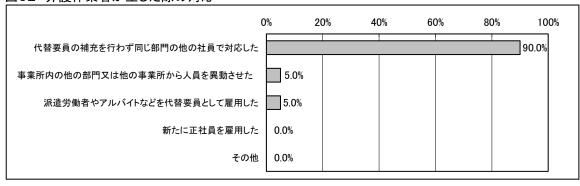


# ② 介護休業時及び復職時の対応

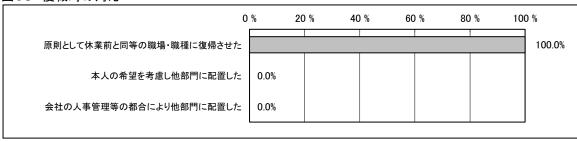
介護休業者が生じた際の対応は、「代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した」(90.0%)が最も多くなっている。(図 62)

復職時の対応は、「原則として休業前と同等の職場・職種に復帰させた」(100%)となっている。(図 63)

### 図62 介護休業者が生じた際の対応



#### 図63 復職時の対応



### 介護休暇制度(統計表Ⅵ-14)

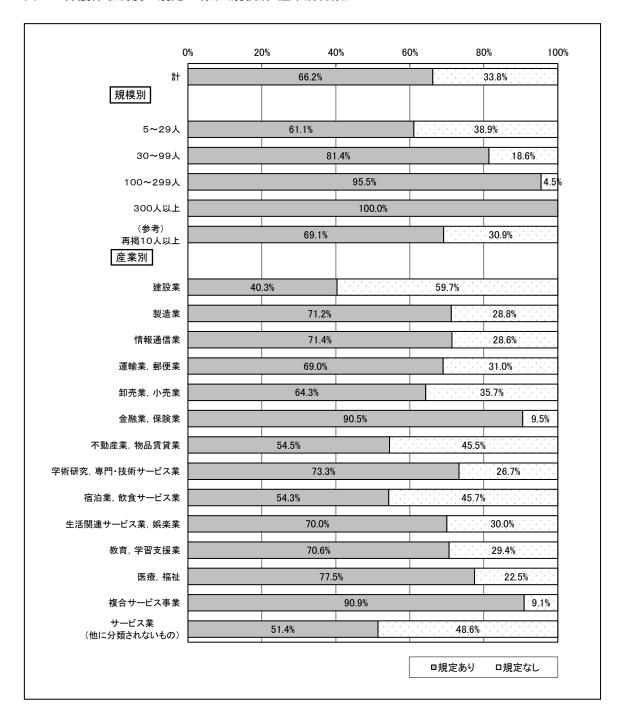
### ① 規定の有無

介護休暇制度について、事業所が定める就業規則に「規定あり」と回答した事業所は 全体の 66.2%となっている。

規模別でみると、「300人以上」のすべての事業所で「規定あり」となっており、「5~29人」の事業所は 61.1% と最も低くなっている。

産業別でみると、「複合サービス業」(90.9%) が最も多く、次いで「金融業、保険業」(90.5%)、「医療、福祉」(77.5%) となっている。(図 64)

図64 介護休暇制度の規定の有無(規模別・産業別総数)



### ② 取得日数の限度等

介護休暇制度について、「規定あり」と回答した事業所における取得日数の限度は、「5日まで(2人以上は10日まで)」(93.5%)となっており、法定の範囲内としている事業所が最も多くなっている。(図65)

また、時間単位の取得が「できる」と回答した事業所は64.4%、半日単位の取得が「できる」と回答した事業所は78.4%となっている。(図 66、67)

図65 介護休暇取得日数限度

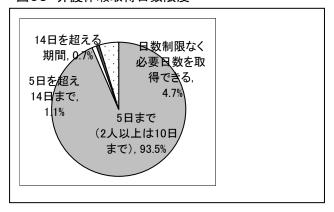


図66 介護休暇の時間単位の取得

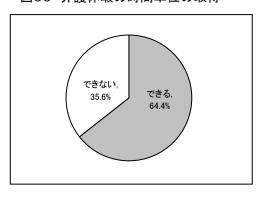
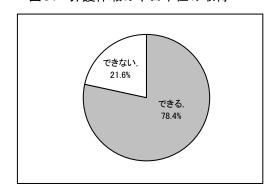


図67 介護休暇の半日単位の取得



## **4. 従業員のケアラー支援にかかる取組内容について** (統計表 Ⅵ – 16)

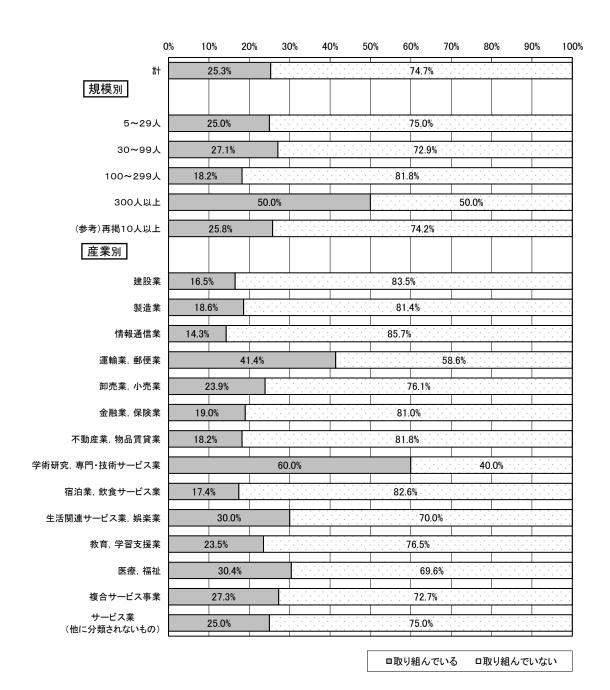
### ① 取組状況

職場における従業員のケアラー支援に「取り組んでいる」と回答した事業所の割合は25.3%となっている。

規模別にみると、「300人以上」(50.0%) が最も多く、次いで「30~99人」(27.1%) となっている。

産業別にみると、「学術研究、専門・技術サービス業」(60.0%) が最も多く、次いで「運輸業、郵便業」(41.4%)、「医療、福祉」(30.4%) となっている。(図 68)

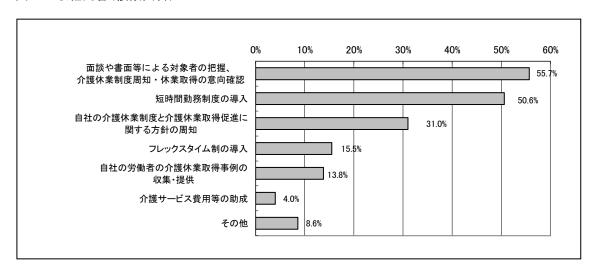
#### 図68 従業員のケアラー支援取り組み状況(規模別・産業別総数)



#### ② 取組内容(複数回答)

従業員へのケアラー支援に「取り組んでいる」と回答のあった事業所の取組内容は、「面談や書面等による対象者の把握、介護休業制度周知・休業取得の意向確認」(55.7%)が最も多く、次いで「短時間勤務制度の導入」(50.6%)、「自社の介護休業制度と介護休業取得促進に関する方針の周知」(31.0%)となっている。(図 69)

図69 取組内容(複数回答)



# Ⅶ. 高年齢者の雇用状況

- 1. **高年齢者雇用の概況について** (統計表\ 17) <sub>表2 雇用者全体に占める高年齢者の割合</sub>
  - ① 高年齢者の雇用者数

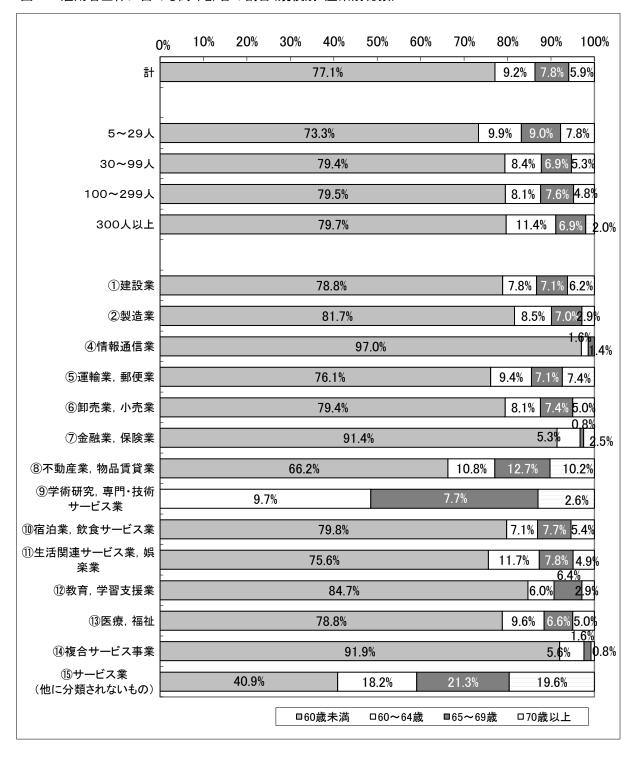
回答のあった事業所における60歳以上の雇用者 数を年齢別にみると、「60~64歳」(9.2%) が最も 多く、次いで「65~69歳」(7.8%)、「70歳以上」 (5.9%) となっている。(表 2)

年 齢	雇用者数	割合
雇用者全体	18, 324	100.0%
60~64 歳	1, 681	9. 2%
65~69 歳	1, 436	7. 8%
70 歳以上	1, 082	5. 9%
計	4, 199	22. 9%

規模別にみると、「5~29 人」の事業所で60歳以上の雇用者の割合が26.7%と最も多 く、次いで、「30~99人」が20.6%となっている。

産業別にみると、「サービス業(他に分類されないもの)」(59.1%)が最も多く、次い で「不動産業、物品賃貸業」(33.8%)、となっている。(図70)

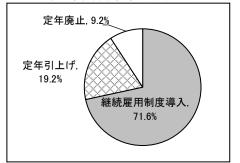
図70 雇用者全体に占める高年齢者の割合(規模別・産業別総数)



# ② 改正高年齢者雇用安定法への対応

改正高年齢者雇用安定法への対応済の事業所においては、「継続雇用制度導入」(71.6%)が最も多く、次いで「定年引上げ」(19.2%)、「定年廃止」(9.2%)となっている。(図71)

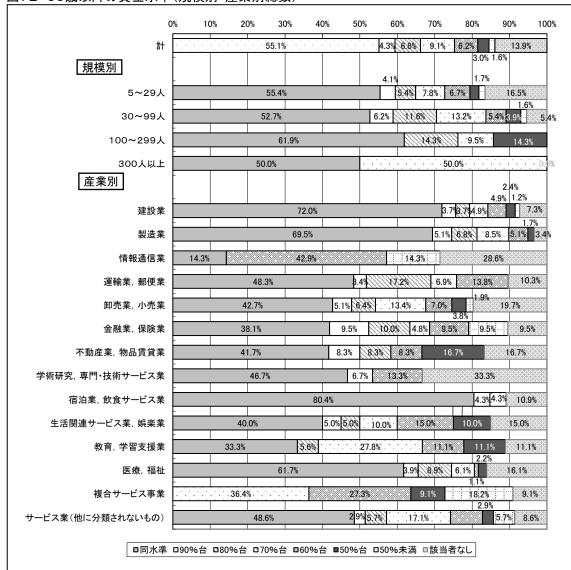
# 図71 改正高年齢者雇用安定法への対応



## ③ 60歳以降の賃金水準

事業所における 60歳以降の賃金水準は、60歳到達時と比べ「同水準」(55.1%) が最も多く、次いで「70%台」(9.1%)、「80%台」(6.8%) となっている。

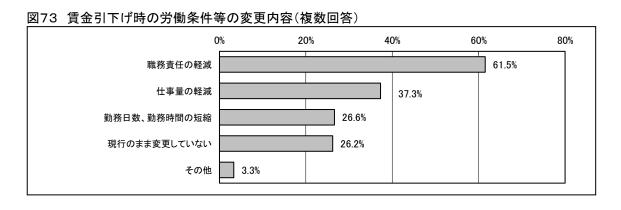
規模別にみると、「100~299 人」の「同水準」が最も高く、61.9%となっている。 産業別にみると、60歳以降の賃金水準を「同水準」としているのは、「宿泊業、飲食 サービス業」(80.4%)が最も多く、次いで「建設業」(72.0%)、「製造業」(69.5%) となっている。(図 72)



#### 図72 60歳以降の賃金水準(規模別・産業別総数)

#### ④ 賃金引下げ時の労働条件等の変更内容(複数回答)

③で「同水準」及び「該当者なし」と回答した事業所以外に、労働条件等で変更したものがあるかたずねたところ、「職務責任の軽減」(61.5%)が最も多く、次いで「仕事量の軽減」(37.3%)、「勤務日数、勤務時間の短縮」(26.6%)となっている。また、「現行のまま変更していない」という事業所も 26.2%あった。(図 73)



#### ⑤ 高年齢者の雇用維持への評価

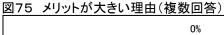
事業所における高年齢者の雇用維持への評価に ついて、「メリットが大きい」・「ややメリットが大 きい」と回答した事業所は合わせて66.7%で、「デ メリットが大きい」・「ややデメリットが大きい」 を合わせた 6.0%を大きく上回っている。

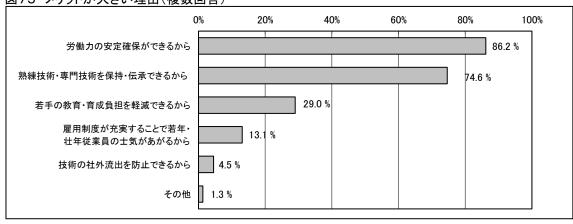
このほか、「どちらともいえない」と回答した事 業所も27.4%あった。(図74)

#### 図74 高年齢者の雇用維持への評価 ややデメリット どちらとも メリットが が大きい, いえない, 大きい, 5.1% 27.4% 32.9% ややメリット デメリット が大きい が大きい、 33.8% 0.9%

# ⑥ メリットが大きい理由(複数回答)

⑤で「メリットが大きい」・「ややメリットが大きい」と回答した理由は、「労働力の 安定確保ができるから」(86.2%)が最も多く、次いで「熟練技術・専門技術を保持・ 伝承できるから」(74.6%)、「若手の教育・育成負担を軽減できるから」(29.0%)とな っている。(図75)

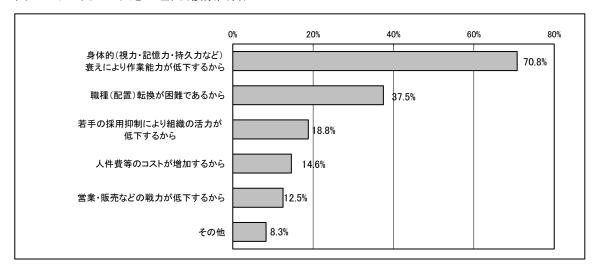




# ⑦ デメリットが大きい理由(複数回答)

⑤で「デメリットが大きい」・「ややデメリットが大きい」と回答した理由は、「身体 的(視力・記憶力・持久力など)な衰えにより作業能力が低下するから」(70.8%)が 最も多く、次いで「職種(配置)転換が困難であるから」(37.5%)、「若手の採用抑制 により組織の活力が低下するから」(18.8%)となっている。(図 76)

図76 デメリットが大きい理由(複数回答)



#### 2. 高年齢者雇用に関する制度等について (統計表Ⅲ-18)

### ① 導入済または導入予定の制度等(複数回答)

高年齢者を雇用する上で、事業所において導入済または導入予定の制度等は、「60歳 以後の人件費を抑制」及び「再雇用時の勤務内容に応じて弾力的に設定」(25.1%)が 最も多く、次いで「短時間や週2回勤務などによるワークシェアリングの実施」(15.0%) となっている。(図77)

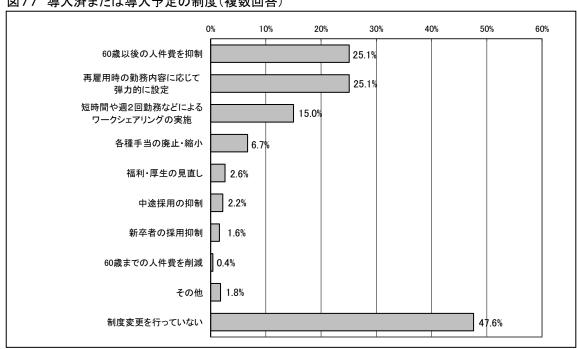


図77 導入済または導入予定の制度(複数回答)

#### ② 高年齢者の雇用維持のための必要な支援(複数回答)

社会全体で高年齢者の雇用を維持するために必要だと考える支援は、「高年齢者の活 用を進めるための人件費等の経費助成」(50.7%)が最も多く、次いで「職場環境の整 備に関する支援」(28.7%)、「年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けた啓発活動」 (27.4%)、となっている。(図 78)

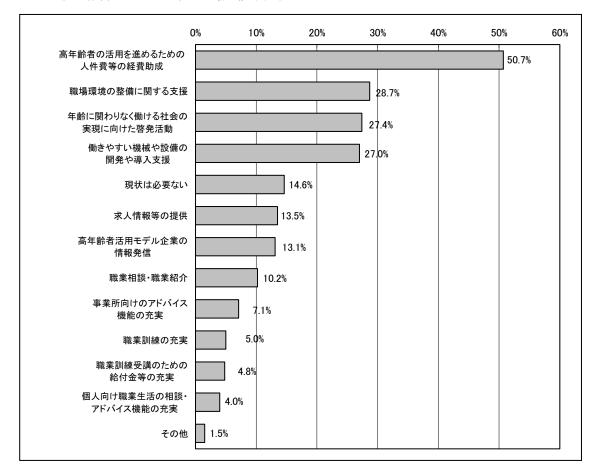


図78 雇用維持のための必要な支援(複数回答)

#### 3. 労働条件の明示事項の追加について (統計表Ⅲ-19)

令和6年4月以降の労働契約時に労働条件明示事項が追加されたことへの対応状況 について、「対応済」が65.1%と最も多いが、「対応できていない」が25.6%となって いる。(図79)

規模別で、対応できていないのは「5~29人」が28.9%と最も多くなっている。 産業別では、対応できていないのは「建設業」(43.4%)が最も多く、次いで「製造 業」及び「宿泊業、飲食サービス業」が(38.3%)となっている。(図80)

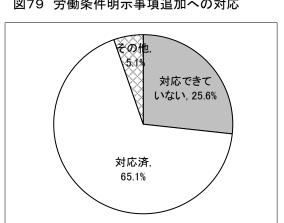
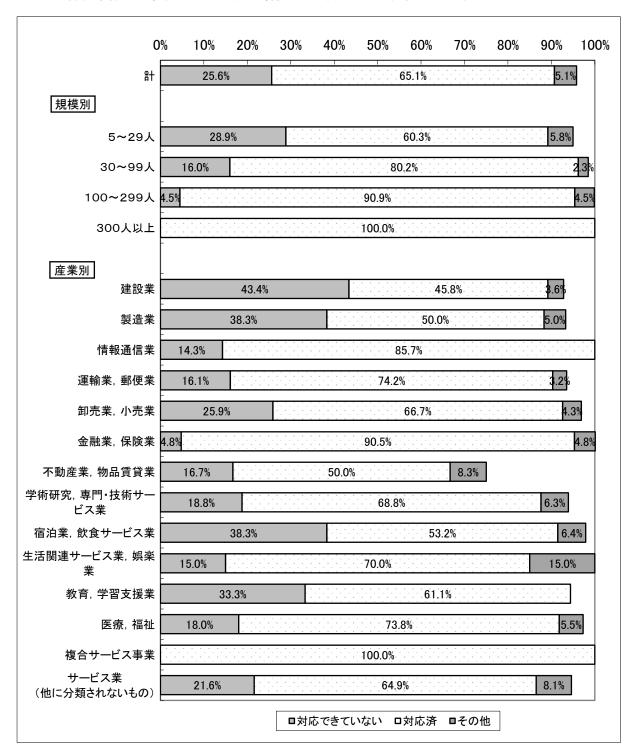


図79 労働条件明示事項追加への対応

図80 労働条件明示事項追加への対応(規模別・産業別) ※無回答の空白あり



## 4. 今年及び今後の賃上げについて (統計表Ⅲ-20)

### ① 今年度の定期昇給はあったか

令和6年度の定期昇給について、「有」が75.0%となっている。(図81) 規模別では、「有」の企業は、「30~99人」(82.7%)が最も多く、次いで「100~299人」(77.3%)となっている。

産業別では、「有」の企業は、「情報通信業」(100.0%) が最も多く、次いで「教育、 学習支援業」(93.8%)、「複合サービス業」(90.9%) となっている。(図 82)

図81 今年度の定期昇給状況

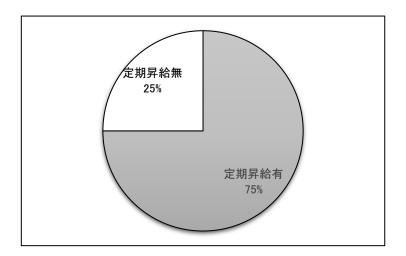
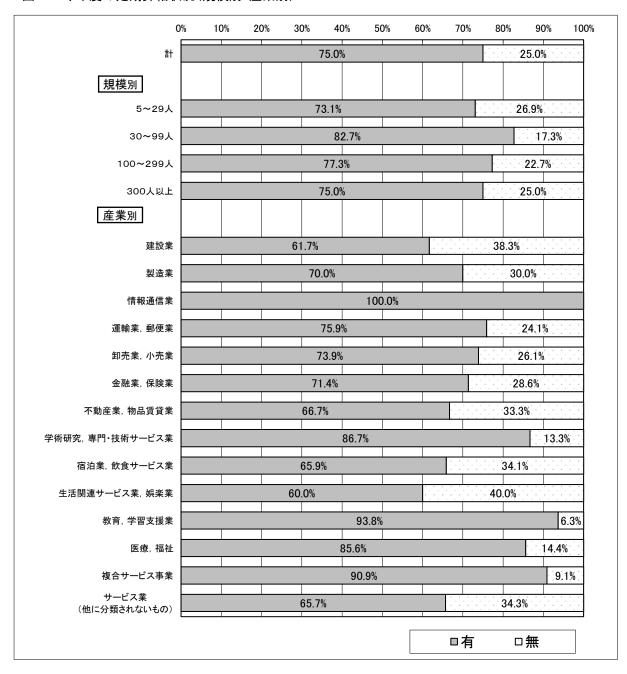


図82 今年度の定期昇給状況(規模別・産業別)



# ② 今年度のベースアップはあったか

令和6年度のベースアップについて、「有」が64.0%となっている。(図83) 規模別では、「有」の企業は、「5~29人」(65.7%)が最も多く、次いで「30~99人」 (60.6%)となっている。

産業別では、「有」の企業は、「複合サービス業」(72.7%)が最も多く、次いで「医療、福祉」(70.1%)、となっている。(図 84)

図83 今年度のベースアップ状況

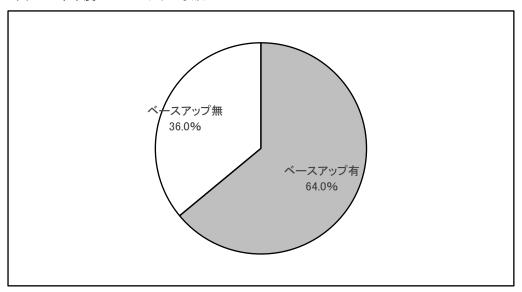
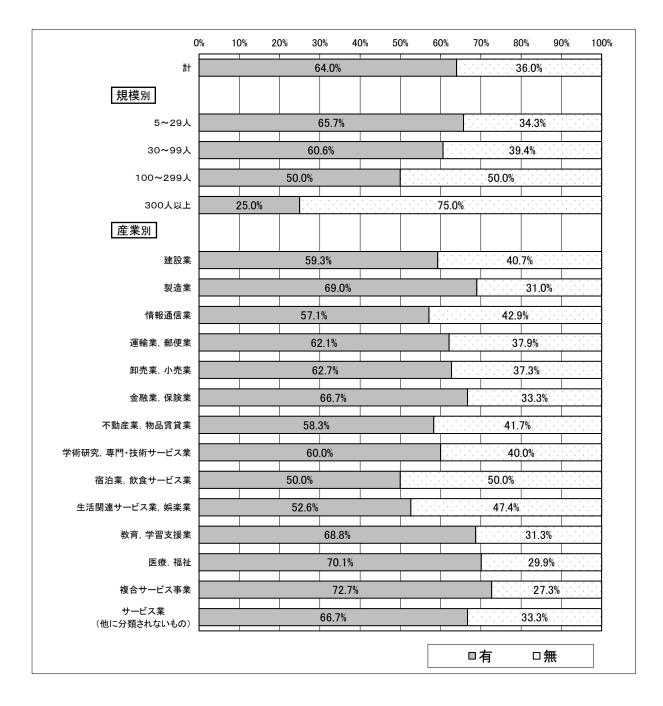


図84 今年度のベースアップ状況(規模別・産業別)



#### ③ 定期昇給及びベースアップの上昇率について

①及び②で「有」と回答の企業において、定期昇給とベースアップを合計した上昇率について、「5%~」及び「~2%」と回答した事業所が 19.8%と最も多く、次いで「~1%」(19.6%)、「~3%」(19.0%) となっている。(図 85)

規模別ごとにみて最も割合が多いのは、【 $5\sim29$  人】では「 $5\%\sim$ 」(21.2%)、【 $30\sim99$  人】では「 $\sim3\%$ 」(25.0%)、【 $100\sim299$  人】では「 $\sim1\%$ 」(27.8%)、【300 人以上】では「 $\sim2\%$ 」(66.7%) となっている。

産業別で「5%~」が多いのは、「生活関連サービス業、娯楽業」(42.9%)、「学術研究、専門・技術サービス業」(41.7%)、「情報通信業」及び「教育、学習支援業」が28.6%の順になっている。(図86)

図85 定期昇給及びベースアップの上昇率

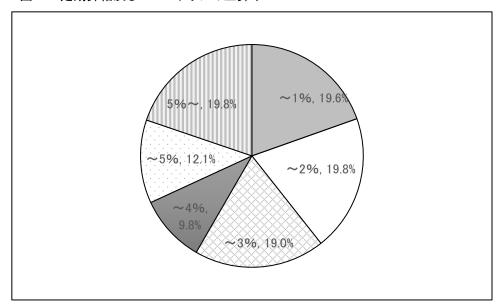




図86 定期昇給及びベースアップの上昇率(規模別・産業別)

## ④ 直近賞与の増加について

直近年度の賞与の上昇率について、「 $\sim$ 1%」(42.9%)と回答した事業所が最も多く、 次いで「5% $\sim$ 」(18.1%)、「 $\sim$ 2%」(15.9%)となっている。(図 87)

規模別ごとにみて最も割合が多いのは、【 $5\sim29$  人】では「 $\sim1\%$ 」(42.5%)、【 $30\sim99$  人】では「 $\sim1\%$ 」(45.6%)、【 $100\sim299$  人】では「 $\sim1\%$ 」(45.0%)、【300 人以上】では「 $\sim2\%$ 」(75.0%) となっている。

産業別で「5%~」が多いのは、「情報通信業」(40.0%)、「生活関連サービス業、娯楽業」及び「学術研究、専門・技術サービス業」(28.6%)、「運輸業、郵便業」(26.1%)、「不動産業、物品賃貸業」(22.2%)の順になっている。(図 88)

図87 直近賞与の上昇率

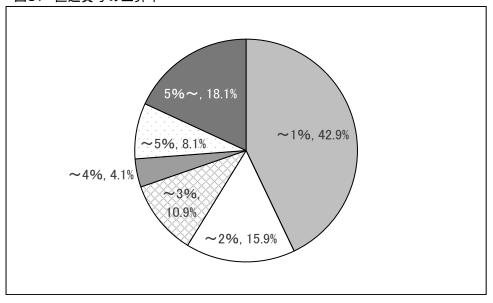
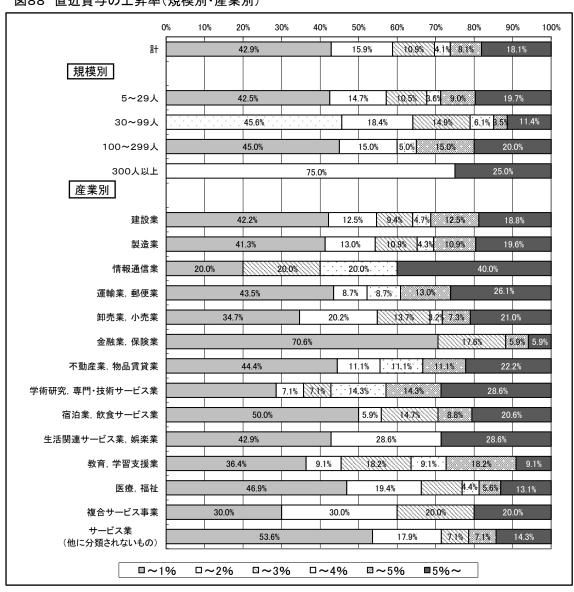


図88 直近賞与の上昇率(規模別・産業別)



#### ⑤ 賃上げに必要な要素について

賃上げのために必要な要素について、「単価引き上げ」(48.6%) が最も多く、次いで「生産性向上」(44.6%)、「受注拡大」(42.2%) の順となっている。(図 89) 規模別ごとにみて最も割合が多いのは、【5~29 人】では「単価引き上げ」(48.8%)、【30~99 人】では「単価引き上げ」(49.2%)、【100~299 人】では「受注拡大」(59.1%)、【300 人以上】では「生産性向上」(100.0%) となっている。

産業別では、【受注拡大】が多いのは、「不動産業、物品賃貸業」(75.0%)、「情報通信業」(71.4%)、「製造業」(67.8%) となっている。

【単価引き上げ】が多いのは、「運輸業、郵便業」(67.9%)、「製造業」(66.1%)、「建設業」(61.3%)となっている。

【生産性向上】が多いのは、「金融業、保険業」(65.0%)、「生活関連サービス業、娯楽業」(60.0%)、「建設業」(53.8%)、「卸売業、小売業」(52.0%)となっている。(図 90)

図89 賃上げに必要な要素(複数回答)

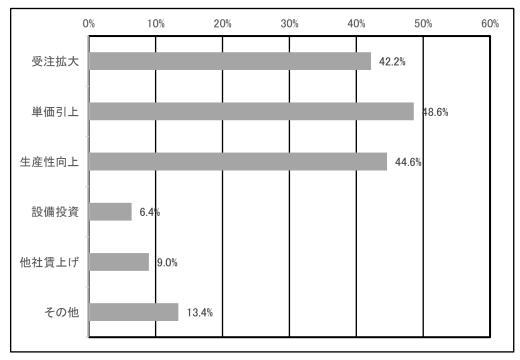
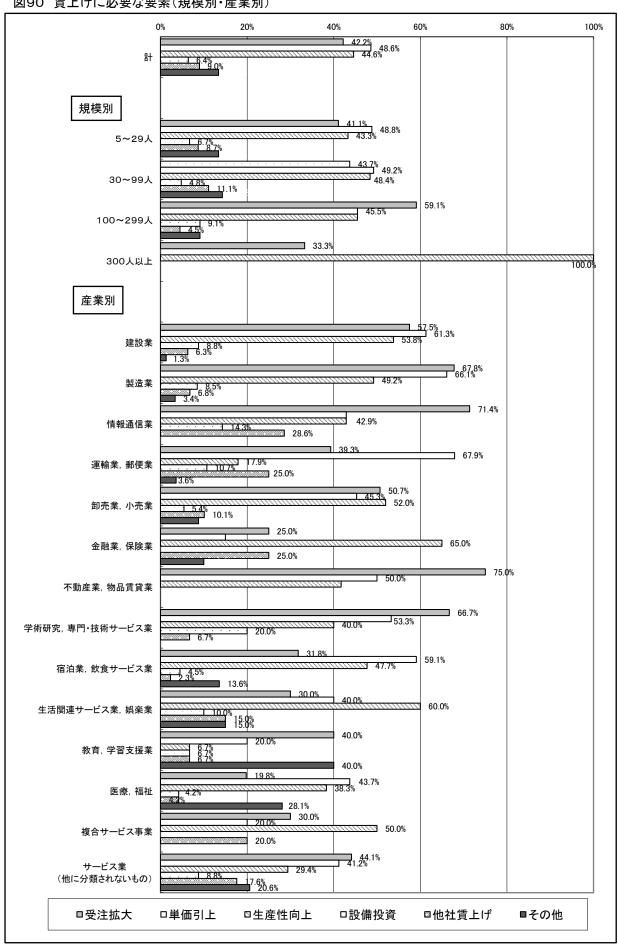


図90 賃上げに必要な要素(規模別・産業別)



## ⑥ 賃上げ見込みについて

来春の賃上げ見込みについて、「不明」(37.6%)が最も多く、次いで「検討中」(29.6%)、「実施予定」(29.0%)となっている。(図 91)

規模別ごとにみて、最も多い割合が『不明』を上回っているのは、【100~299 人】の「実施予定」(38.1%)のみとなっている。

産業別で『実施予定』の割合が高いのは、「学術研究、専門・技術サービス業」(53.3%)、「医療、福祉」(35.6%)、「サービス業 (他に分類されないもの)」(34.3%)、「宿泊業、飲食サービス業」(31.8%)、「製造業」(31.7%)の順になっている。(図 92)

図91 賃上げ見込

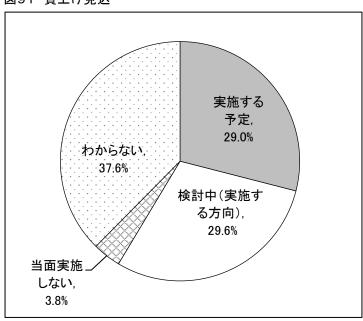


図92 賃上げ見込(規模別・産業別)

